

息子の事件に係る県教委再発防止策案(令和5年12月9日提供)に対する遺族意見

R6.3.15

項目	ページ等	遺族意見	参考情報
全体遺族意見		息子の事件の的確な再発防止策とする観点から、調査報告書で認定された事実・問題点と照合・確認の上、外部有識者の意見を踏まえた訂正・追加策定が必要である。	県教委からの説明（R5.12.9）では、認定事実等との照合を十分行ったとの説明はなかった。
		誤解を防ぐため、体罰・不適切な指導・ハラスメント（パワーハラスメント・セクシャルハラスメント）について、統一した定義を設定し、使用する用語を統一する必要がある。	各資料での扱いが異なっている。
		新たな法律・通達等に基づいた再発防止策の策定が必要である。なお、再発防止策の取り扱いを明確にするため、新たな法律・通達等との優先順位を明確にする必要がある。	県教委からの説明（R5.12.9）では、基本的に国（文部科学省）の通達等が優先適用されると聞いている。
		生徒、保護者、県民が認識・理解できるようにするため、全資料の公表・周知が必要である。	県教委からの説明（R5.12.9）では、資料④は公表しないと聞いているが、非公表とする理由説明はなかった。
		R3.11.18付け「第三者調査委員会報告書に対する県教育委員会の考え方及び学校、県教育委員会の対応上の問題点等」とR3.11.19に発出された「教職員課ホットライン（公立学校長あて文章）」の間に発生した、野球部監督の指導をかばうかのような情報操作（組織としての保身）に対する再発防止策の策定が必要がある。	R3.11.18付け県教委作成文章では、「生徒の自死の原因は、調査報告書に記載のとおり、事案発生前に既に形成されていた野球部監督と生徒との関係性を背景とする、野球部監督からの生徒に対する叱責や体罰であり、これらの言動は、教員という立場を利用したハラスメントであったと考えております」と記載しているが、R3.11.19教職員課発出文章では、「厳しい叱責や要求水準の高い指導は、当該生徒のみになされたものではないものの、大きな影響を与えるものになるということへの配慮を欠いており、県教委としては、結果的に生徒が亡くなったことを大変重く受け止めています」と趣旨が異なる記載をしている。
		再発防止策の評価・検証をいただく外部有識者の推薦依頼先を遺族に無断で変更したことに対する再発防止策の策定が必要である。	息子の事件発生からもうすぐ12年が経過するが、いまだに県教委への不信感はぬぐえない。
※以下、個別資料に対する遺族意見			
総括資料		①～⑦資料の訂正に応じた本資料の訂正・追加等が必要である。	
①体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック		生徒指導提要(R4.12改訂)、こども基本法(R5.4.1施行)に基づき、「児童生徒の権利」についての記載が必要である。	こども基本法（R5.4.1施行）、生徒指導提要（R4.12改訂）P32～34
		「児童生徒との面接」について記載が必要である。	旧生徒指導提要P67～68
		「アンガーマネジメント」について記載が必要である。	旧生徒指導提要P109
		事例集以外の項目で「管理職の責務」について記載が必要である。	
		事例集以外の項目で「部活動の構造的な問題」について記載が必要である。	調査報告書P212～213、218～219
	前文	教師の不適切な指導による児童生徒の自死を防ぐため、「二度とこのような事案が起きない」を「二度とこのような事案を起こさない」に訂正が必要である。	
	P1	I 1	児童生徒側に問題があることが前提ではない筈であるため、「児童生徒の身勝手な態度」の削除が必要である。
P1	I 1	「体罰とともになくしていかなくてはなりません」を「不登校や自殺のきっかけになるため、体罰と同様に許されない行為である」に訂正が必要である。	生徒指導提要P105

息子の事件に係る県教委再発防止策案(令和5年12月9日提供)に対する遺族意見

R6.3.15

項目	ページ等	遺族意見	参考情報	
①体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック(続き)	P2	I 2	「体罰とは」に息子の事件の認定事実等を網羅した具体的な追記が必要がある。	調査報告書P204～212、217～218（パイプ椅子、エンジョイタイム、ボール間走、鳥取遠征等）
	P3	I 2	「不適切な指導・ハラスメントとは」に息子の事件の認定事実等を網羅した具体的な追記が必要がある。	調査報告書P203～204、206～212、217～218（もう辞められない、脅迫的暴言ex:殺すぞ、野球部日誌、覚悟はできとるんじゃじゃろーな、存在価値はねーんじゃ、自分で感情がコントロール出来ない等） ※H25体罰防止ハンドブック制定後も一宮高校野球部監督が「殺すぞ」と部員生徒に脅迫的暴言をし、再発したと聞いている。
	P5	I 3	「部活動の構造的な問題」への対処を記載する必要がある。	調査報告書P212～213、218～219（監督1人による指導体制）
	P10	II 1	息子の事件の的確な再発防止とする観点から、本事案を事例として加える必要がある。	
	P11	II 1	「特定の生徒に肉体的・精神的負荷を与える指導」は、全員に行うのであれば、不適切な指導をしても良いという誤解を生むため、訂正する必要がある。	息子の死後、操山高校は遺族と面談した際に「対象が全員なら問題ない」と何度も発言していた。 R3.11.19教職員課ホットラインでは、「厳しい叱責や要求水準の高い指導は、当該生徒のみになされたものではない」と記載している。
	P13		「部活動の閉鎖性」を改善するため、外部からの監視が必要である。	
	P43	IV	No.5「指導の困難な児童生徒への対応」だけでなく、指導が容易な生徒も特定の教職員に任せるべきではないため、訂正が必要である。	P44のNo.6も同様
	P44	IV	「チェックシート（教職員用）」は管理職がチェックする仕組みが必要である。	
	P45	IV	No.12「他の教職員の体罰」だけでなく、不適切な指導、ハラスメントを追加する必要がある。	県教委からの説明（R5.12.9）では、記載ミスと聞いている。
②体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画	1		息子の事件の的確な再発防止とする観点から、全ての教職員が視聴する必要がある。	
	2		息子の事件の的確な再発防止とする観点から、認定事実等を事例として加える必要がある。	
	2		「口頭での注意に従わない生徒」の記載は誤解を生むため、削除する必要がある。	児童生徒に問題があることが前提ではない旨
③懲戒処分の指針			野球部監督への懲戒処分は、現行「懲戒処分の指針」では「停職3か月」と非常に軽いものであったが、新たな「懲戒処分の指針」では「免職」となるのか検証が必要である。	
	P3	3	再発防止策としての一貫性を図るため、「3 ハラスメント」から分離・独立して「不適切な指導」の項目を設ける必要がある。	令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について（R5.10.17文科省通知）
④懲戒処分等を受けた教職員に対する継続的指導	標題		誤解を避けるため「懲戒処分等…」を「懲戒処分・行政措置…」に訂正する必要がある。	
	1	目的	同上	
	2	対象者	息子の事件の的確な再発防止とする観点から「管理監督責任を負った者を除く」は削除する必要がある。	
⑤学校部活動の在り方に関する方針			息子の事件の的確な再発防止とする観点から入部・退部に関する規則を策定する必要がある。	
	P3		再発防止策としての一貫性を図るため、ハラスメントの項目を別に明記する必要がある。	

息子の事件に係る県教委再発防止策案(令和5年12月9日提供)に対する遺族意見

R6.3.15

項目	ページ等	遺族意見	参考情報
⑤学校部活動の在り方に関する方針(続き)	P7 ⑥	「特定の生徒に対して…」は、全員に行うのであれば、不適切な指導をしても良いという誤解を生むため、訂正する必要がある。	息子の死後、操山高校は遺族と面談した際に「対象が全員なら問題ない」と何度も発言していた。 R3.11.19教職員課ホットラインでは、「厳しい叱責や要求水準の高い指導は、当該生徒のみになされたものではない」と記載している。
⑥児童生徒の自殺防止対策基本方針	表紙	本タイトルから誰もが「教師の不適切な指導等の再発防止策」と認識できるよう訂正する必要がある。県教委タイトル案では息子の事件の再発防止策としての趣旨が埋もれてしまう。	再発防止策の方向性(R5.3.15)では、遺族の要望に応じて「教職員の体罰・不適切指導・ハラスメント等による生徒の自殺防止対策基本方針」(仮称)の策定としている。
	前文	「今後このような事案が起こらない」を「今後このような事案を起こさない」に訂正する必要がある。	
	前文	「再び悲しい事案が起こらない」を「再び悲しい事案を起こさない」に訂正する必要がある。	
	前文	「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント」は「許されない行為であり、不登校や自殺のきっかけになる旨の記載が必要である。	生徒指導提要P105
	前文	調査報告書の策定まで8年以上を要し、再発防止策の策定まで更に3年以上を要していることについて、教育長の思いを追記する必要がある。	
	P4 I3	「生活アンケート」の結果を用いた対応が遅いことへの具体的な再発防止が必要である。	
	P5 II2	本事案の自死のサイン「自分には存在価値がない」を追加する必要がある。	
	P8	出典根拠である文科省「背景調査の指針」を最初に記載する必要がある。	
	P10 7)	「学校活動の再開」のタイミング決定方法を具体的に記載する必要がある。	
	P11 (3)	基本調査の段階から子どもの自殺予防等に精通した専門家の支援が有効であるため追記が必要である。	背景調査の指針P9
	P12 (3)	予断のない調査を実施するため、調査を担当するメンバーは事件との関係性がない職員に訂正する必要がある。	対応上の問題点と発生理由(R4.3.5)「組織としての保身があった」と記載している。
	P12 2)	予断のない調査を実施するため、調査を担当するメンバーは事件との関係性がない職員に訂正する必要がある。	対応上の問題点と発生理由(R4.3.5)「組織としての保身があった」と記載している。
	P13 3)	予断のない調査を実施するため、調査を担当するメンバーは事件との関係性がない職員に訂正する必要がある。	対応上の問題点と発生理由(R4.3.5)「組織としての保身があった」と記載している。
	P13 4)	予断のない調査を実施するため、調査を担当するメンバーは事件との関係性がない職員に訂正する必要がある。	対応上の問題点と発生理由(R4.3.5)「組織としての保身があった」と記載している。
	P13 4)	「情報管理の不備」への再発防止の記載が必要である。	調査報告書P236
	P14 2(1)	「県教委チーム」の検証や誰もが理解できるよう記載する必要がある。	
	P14 2(2)	「児童生徒に係る重大事件が発生した場合の緊急危機支援実施要綱」の検証が必要である。	
	P14 2(2)	「緊急危機支援チーム」の検証や誰もが理解できるよう記載する必要がある。	
P14 2(4)	「全ての事案」では曖昧であるため、「自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件」と訂正する必要がある。		
P15 2(4)	「遺族から要望がない場合」では曖昧であるため、「遺族がこれ以上の調査を望まない」に訂正する必要がある。		

息子の事件に係る県教委再発防止策案(令和5年12月9日提供)に対する遺族意見

R6.3.15

項目	ページ等	遺族意見	参考情報	
⑥児童生徒の自殺防止対策基本方針(続き)	P15	2(4)	「アンケート調査等の詳細な調査」だけでなく「詳細調査」を提案すべきであるため訂正が必要である。	背景調査の指針P12
	P16	1)	調査の公平性・中立性を確保しよう努めることが求められる旨の記載が必要である。	背景調査の指針P15
	P16	1)	調査の公平性・中立性を確保するため、「事務局」の構成員は事件との関係性がない職員とする追記が必要である。	
	P16	1)	「調査組織」の設置に時間を要する場合にアンケートや聞き取りを先行する旨の記載が必要である。	背景調査の指針P13
	P17	3)	アンケート様式は平常時から備えておくべきであるため、追加作成する必要がある。	
	P18	3)	児童生徒が不利益を被らない形で回収できるようにするべきであるため、追記が必要である。	
	P20	6)①	(内容例)の項目について、本事案調査報告書等を参考に再検討・修正が必要である。	
	P21	(6)	再調査の公平性・中立性を確保しよう努めることが求められる旨の記載が必要である。	背景調査の指針P24
	P22	(7)	「国にも報告書を提出する」根拠を追記する必要がある。なお、報告書が完成する前に国に報告する場合についての追記が必要である。	
	P32		「学校生活アンケート」の結果は速やかな再発防止等に繋げるため、公表が必要である。	
	P32		「学校生活アンケート」は児童生徒が不利益を被らない形で回収できるようにする必要がある。	
	P32		児童生徒に教育する観点から、パワーハラスメントの定義の説明を加える必要がある。	
	P32		「セクシャル・ハラスメント」は「セクシャルハラスメント」に訂正する必要がある。	県教委からの説明(R5.12.9)では、記載ミスと聞いている。
	P32	問1	複数回答を想定しP34の項目にある・なしを回答できるように訂正する必要がある。	
	P32	問2	複数回答を想定しP34の項目にある・なしを回答できるように訂正する必要がある。	
	P33	問3	対象は「体罰」だけでなく、「不適切な指導、ハラスメント」を加える必要がある。	
	P34	(1)	「体罰」には、肉体的な苦痛だけでなく、精神的な負荷を課すものも含まれるため訂正が必要である。	①資料P2～3と不整合
	P34	(2)	【不適切な指導の例】は、訂正後の①資料P3,4と整合させる必要がある。	
	P34	(2)	児童生徒に教育する観点から、パワーハラスメントの定義の説明を加える必要がある。	
	P35		「遺族への弔問」において、基本調査だけでなく背景調査の全体像を伝える必要があるため、チェック項目を追加する必要がある。併せて、遺族に背景調査の全体像を伝えるための資料作成があらかじめ必要である。この資料に文科省「背景調査の指針」等の必要なQRコードを明示する必要がある。	
⑦再発防止策の検証(論点整理)	1	「適切な部活動が実施されている」との検証事項があるが、部活動だけでなく学校内活動を全て網羅できるように訂正する必要がある。		